

被保険者証は大事に保管しましょう

## 被保険者証を更新します

8/1 更新

現在お持ちの国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証は、平成23年8月1日から新しくなります。

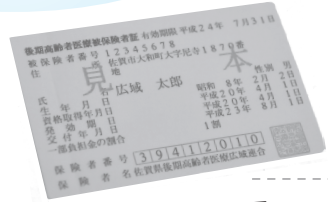
新しい被保険者証は7月下旬に簡易書留で郵送します。

なお、有効期限が平成23年7月31日までの古い被保険者証は、期限が切れたら、ハサミを入れるなどして確実に処分をお願いします。

更新に伴い、被保険者証の色が次のとおり変わります。

### 被保険者証の色

	旧	新
国保（一般）	黄色	うぐいす色
国保（退職）	ピンク色	サーモン色
後期高齢者医療	だいたい色	水色



#### 国民健康保険被保険者

新しい被保険者証は加入されている世帯の全員分を同封して郵送します。

※『高齢受給者証（白色）』をお持ちの人（70〜74歳）も同時に更新します。新しい高齢受給者証は、被保険者証に同封して郵送します。

#### 後期高齢者医療被保険者

新しい被保険者証は、同世帯であっても個人単位で郵送します。

※『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（黄色）』も同時に更新します。新しい認定証は、被保険者証に同封して郵送します。

問 くらし部 健康課

(23)9135

佐賀県後期高齢者医療広域連合

0952(64)8476



担当:久保(健康課)

申請は7月から受け付けます

平成23年度

## 国民年金免除申請を受け付けます

所得が少ないなど、経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合は、免除または若年者猶予の申請ができます。

保険料を未納にすると、将来の「老齢基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。納めることが困難な場合は免除制度等をご利用ください。

#### 全額免除・一部免除

本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下の場合、申請によって保険料の納付が免除になります。

また、次の人は所得に関係なく該当する場合がありますのでご相談ください。

#### ▼失業・離職した人

雇用保険受給資格者証、雇用被保険者離職票などの書類の写しが必要が必要です。

#### ▼震災・風水害の被害にあった人

その事実を明らかにする書類が必要です。

#### 若年者納付猶予

30歳未満の人で本人、配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、申請により納付が猶予されます。

免除や若年者納付猶予を受けた保険料は、10年以内であれば納付することができます。3年目以降に納付する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた額が加算されます。詳しくはお問い合わせください。

問

武雄年金事務所 (23) 0121

くらし部 健康課 (23) 9135

山内支所 くらし課 (45) 2906

北方支所 くらし課 (36) 6020



担当:筒井(健康課)